

第4号様式（第17条関係）

八戸市一般廃棄物収集運搬業許可申請書

(あて先) 八戸市長 申請者 住 所 氏 名 ㊟ (法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号		申請 年 月 日
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。
事 業 の 範 囲	事 業 の 区 分	<input type="checkbox"/> 収集運搬(積替え保管を除く。) <input type="checkbox"/> 収集運搬(積替え保管を含む。) <input type="checkbox"/> 運搬(積降ろしに限る。)
	取 扱 う 一 般 廃 棄 物 の 種 類	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 厨芥類 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 家電4品目
	積替え又は保管の有無並びに積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
主たる事業所以外の事務所及び事業場の名称並びに所在地		事務所(支店等) 名 称 _____ 電話番号 _____ 所在地 _____
		事業場 名 称 _____ 電話番号 _____ 所在地 _____
車 両 の 駐 車 場 所		
車 両 の 種 類 ・ 台 数		
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類		
従 業 員 数		
備考		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割	住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 市長が定める部数を提出すること。

第5号様式（第17条関係）

八戸市一般廃棄物処分業許可申請書

申請 年 月 日			
(あて先) 八戸市長 申請者 住 所 氏 名 ㊟ (法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
事業の範囲 (処分の方法ごとに取り扱う一般廃棄物の種類)			
主たる事業所以外の事務所及び事業場の名称並びに所在地	事務所(支店等) 名 称 _____ 電話番号 _____ 所在地 _____		
	事業場 名 称 _____ 電話番号 _____ 所在地 _____		
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。))	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 種類： 設置場所： 設置年月日： 処理能力： 許可年月日： 許可番号： </td> <td style="width: 50%;"> 種類： 設置場所： 設置年月日： 処理能力： 許可年月日： 許可番号： </td> </tr> </table>	種類： 設置場所： 設置年月日： 処理能力： 許可年月日： 許可番号：	種類： 設置場所： 設置年月日： 処理能力： 許可年月日： 許可番号：
種類： 設置場所： 設置年月日： 処理能力： 許可年月日： 許可番号：	種類： 設置場所： 設置年月日： 処理能力： 許可年月日： 許可番号：		
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地及び保管する一般廃棄物の種類			
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要			
従 業 員 数			
備考			

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 3 市長が定める部数を提出すること。

第6号様式（第17条関係）

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

申請 年 月 日	
(あて先) 八戸市長 <div style="text-align: center;"> 申請者 住 所 氏 名 ㊦ (法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 </div>	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
処 理 業 の 区 分	
許可に係る事業の範囲 (収集運搬業にあつては、取り扱う一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方法、構造及び設備の概要	
備考	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	株 生年月日	出資の額	
		保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割	合
		住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人があ
る場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住	所
	役職名・呼称		

備考

- 1 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 3 市長が定める部数を提出すること。

様式 1

事業計画書

1 事業の目的及び概要

2 事業の経歴

3 社内教育体制

事業計画書（記入例）

1 事業の目的及び概要

（例 1）主に飲食業関係の事務所から発生する一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、厨芥類）を、自社の車両により収集する。また、缶・ビン・ペットボトル・紙類は分別収集し、再資源化を行う。

（例 2）主に水産関係の事務所から発生する一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、家電 4 品目）を、自社の車両により収集する。また、缶・ビン・紙類は分別収集し、再資源化を行う。

（例 3）市外で収集した家電 4 品目を市内の指定引取場所まで運搬する。

2 事業の経歴

平成 5 年 4 月 (有)〇〇〇〇を設立

平成 10 年 4 月 〇〇〇の許可を八戸市で取得

・
・

※現在取得している廃棄物処理業に係る許認可については、既存許可一覧表（様式 8）にも記載してください。

3 社内教育体制

一般廃棄物実務管理者講習を受講した取締役 八戸太郎 に社内教育を担当させる。
また、収集運搬を行うすべての従業員に対して年 1 回以上、次の内容について勉強会を行う。

- ・一般廃棄物と産業廃棄物の区分
- ・収集運搬する一般廃棄物の区分及び運搬先
- ・一般廃棄物処理基準
- ・許可申請書に記載した環境保全措置の内容
- ・労働災害の防止に関する事項

なお、従業員に対しても一般廃棄物実務管理者講習の講習を受講するように努める。

収 集 運 搬 計 画 書

1 収集運搬業務の具体的な計画

事業区分	<input type="checkbox"/> 収集運搬（積替え保管を除く。） <input type="checkbox"/> 収集運搬（積替え保管を含む。） <input type="checkbox"/> 運搬（積降ろしに限る。）			
廃棄物の範囲	<input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 家庭から排出される臨時ごみ			
収 集 運 搬 フ ロ ー	一般廃棄物の種類	積替え及び保管の有無	収 集 量 (kg/月)	運 搬 先
	可燃ごみ			
	不燃ごみ			
	厨芥類			
	家電4品目			
	可燃ごみ(資源化できる紙類)			
収集運搬時の環境保全措置	廃棄物の飛散防止措置 悪臭の発生防止措置 汚水の流出防止措置			
事故時の対応				
収集運搬業務の休業日				

3 積替え保管施設の概要等

番 号		
所在地		
保管する廃棄物の種類		
面 積		
保管上限		
積み上げることができる高さ		
保管容器等		
〔保管基準に対する措置〕		
① 直接荷重の場合、囲いの耐性		
② 周囲に囲い		
③ 保管場所の区画の明確化		
④ 積替え保管場所の表示		
⑤ 屋外非容器の場合、高さ		
⑥ 飛散、流出、地下浸透、悪臭発生防止		
⑦ ねずみ、蚊、はえ、その他害虫防止		
⑧ 屋外の場合、雨水がかからない措置		
⑨ 適切な保管量である		
⑩ 性状に変化のないうちに搬出		
⑪ 運搬先の定め		

※積替え保管施設に関する図面、写真及び面積等計算書（面積、保管上限、高さの計算書）を添付すること。

処 分 計 画 書

1 処理施設の概要等

処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
許可年月日及び許可番号 (一般廃棄物処理施設設置許可を受けている場合に限る。)	
処分する一般廃棄物の種類	
処理能力	
処 理 予 定 量	
処理施設の処理方式 及び設備の概要	
環境保全措置	
処理後の廃棄物の種類	
処理後の廃棄物の排出予定量	
処理後の廃棄物の排出先	
廃棄物の受入れ休業日	

2 保管施設の概要等

番 号		
所在地		
廃棄物の種類		
面 積		
保管上限		
積み上げることが できる高さ		
〔保管基準に対する措置〕		
① 直接荷重の場合、囲 いの耐性		
② 周囲に囲い		
③ 保管場所の区画の明 確化		
④ 保管場所の表示		
⑤ 屋外非容器の場合、 高さ		
⑥ 飛散、流出、地下浸 透、悪臭発生防止		
⑦ ねずみ、蚊、はえ、 その他害虫防止		
⑧ 屋外の場合、雨水が かからない措置		
⑨ 保管量が処理能力の 14 日分以内		

※保管施設に関する図面、写真及び面積等計算書（面積、保管上限、高さの計算書）を添付すること。

様式 4

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千 円)	
事業の開始に要する 資金の総額		
土 地		
事 務 所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

様式5

資産に関する調書（個人用）			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからルのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(あて先) 八 戸 市 長

欠格条項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 7 条第 5 項第 4 号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ホ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 7 条の 2 第 3 項（第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

従 業 員 名 簿

廃棄物 処理従 事者	職 種	氏 名	生年月日	住 所	免 許		一 廃 講 習	産 廃 講 習
					大 型	普 通		

- ・ 廃棄物処理従事者の欄には、実際に従事している者のみ○印を付けてください。
- ・ 免許は、大型・普通の該当する欄に○印をつけてください。
- ・ 一廃講習とは「一般廃棄物実務管理者講習」、産廃講習とは「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する新規講習会」のことで、それぞれ修了している者は、該当する欄に○印を付けてください。

運搬車両の写真

自動車登録番号		車両の名称	
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の前面（真正面）を撮影すること。（トレーラーの場合は後面の写真） ・ ナンバープレートが確認できること。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の側面（真横）を撮影すること。 ・ 名称等の車体の表示が確認できること（既に許可を有している場合には所定の事項が表示されていること。）。 		
		撮 影	年 月 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用 途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
		撮 影	年 月 日

運搬容器等の名称		用 途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
		撮 影	年 月 日